

職員採用選考試験案内

令和8年3月1日

高知県知事指定検査機関

一般財団法人 高知県環境検査センター

〒781-5106 高知県高知市介良乙 815 番地 1

電 話 (088) 860-2400

<http://www.tomorrow.ne.jp/eicok/>

1. 試験区分、採用予定人員、職務内容

試験区分	採用予定人員	職務内容
検査員	若干名	浄化槽法定検査及び簡易専用水道法定検査の業務並びにその関連業務に従事します。具体的には「12. 検査員の主な仕事内容について」に掲げるような仕事を行います。

2. 受験資格等

受験資格	年齢制限を設ける理由
次の①及び②に該当する人 ① 昭和61年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による高等学校を卒業した人 ② 普通自動車免許（AT限定可）を取得、または令和9年3月までに取得見込みの人	長期勤務によるキャリア形成を図る観点から、若年者等の人を期間の定めのない労働契約の対象として募集するため。（雇用対策法施行規則第1条の3第1項第3号のイ）

3. 選考の方法

応募書類を審査のうえ一次試験（適性検査・論文試験）対象者を決定し、二次試験（面接等）を経て採用者を決定する。

4. 応募書類

- ① 履歴書
- ② 最終学歴に係る学業成績証明書（応募期間中に間に合わない場合は一次試験当日持参可。但し事前連絡要）
- ③ 在学時及び就職時等における活動実績書（別紙による）
- ④ 志望動機書（様式自由）

5. 試験の日時及び場所

① 一次試験

日時 令和8年7月5日（日） 10時～12時30分

場所 高知会館 3階 平安（高知市本町5丁目6-42）

② 二次試験

日時 令和8年7月19日（日） ※時間は後日通知します

場所 一般財団法人高知県環境検査センター 3階（高知市介良乙815-1）

6. 応募手続

(1) 受付

- ① 令和8年5月22日（金）から令和8年6月19日（金）まで（土曜日、日曜日、祝日を除く）の間、午前8時30分から午後5時まで。
- ② 郵便による応募は、令和8年6月19日（金）午後5時までに必着。
- ③ 受付窓口
 - ・所在地 〒781-5106 高知市介良乙 815 番地 1
 - ・名称 一般財団法人高知県環境検査センター 総務管理課
 - ・電話番号 088-860-2400

(2) 応募方法

- ① 応募は、次の「履歴書」、「学業成績証明書」、「活動実績書」、「志望動機書」及び「返信用封筒」を高知県環境検査センターへ提出してください。

・履歴書	市販されている一般的なもの（A4判）に受験者本人に関する所定事項を記入押印し、最近6ヵ月以内に撮影した写真（上半身・脱帽・正面向きのもの）を写真欄に貼ってください。
・最終学歴に係る学業成績証明書	高等学校若しくはそれ以上の学歴に係るもの
・在学時及び就職時等における活動実績	別紙「活動実績書」への記入 ・在学時のクラブや生徒会活動、取得免許（自動車等の運転免許は除く）の具体的内容、その他力を込めた活動等（アルバイト・ボランティア活動等を含む）の実績 ・就職時（アルバイト等を含む）の実務経験での特筆すべき活動内容・実績、取得免許の具体的内容 ・海外留学等の経験
・志望動機書	様式自由
・返信用封筒	角2（横24cm、縦33.2cm）封筒に、必ず、返信宛先（郵便番号、住所、氏名）を明記してください。 応募者への通知は提出された「返信用封筒」で行います。

- ② 郵送する場合は、書留（簡易書留で可）とし、封筒の表に **受験申込み** と朱書きしてください。

7. 書類選考の結果の通知

締切後1週間程度で、本人あてに通知します。

8. 一次試験の結果の通知

一次試験終了後1週間程度で、本人あてに通知します。

9. 採用通知

二次試験終了後1週間程度で、本人あてに通知します。

10. 採用時期

令和9年4月1日付（中途採用の方については、繰り上げ採用について別途相談）

11. 給与

採用後の給与は、高知県環境検査センター給与規程の適用を受けます。新卒者の初任給を例示すれば大学卒月額 220,700 円、高等学校卒月額 188,600 円です（なお、職歴等に応じて前歴換算し加算します）。このほかに期末手当及び勤勉手当が支給され、又、支給要件に該当する人には家族手当、通勤手当、住居手当、検査・環境計量士（濃度）手当、時間外手当（固定残業制度はありません）等が支給されます。

12. 検査員の主な仕事内容について

- (1) 県内に設置された浄化槽を対象に浄化槽法第7条又は同法第11条に定められた水質に関する検査をその設置場所で行う。（具体的には、事業所や一般家庭等に設置された浄化槽の周辺状況や処理水質及び保守管理記録等の検査業務を行います。）
- (2) 県内に設置された簡易専用水道を対象に水道法第34条の2第2項に定められた検査をその設置場所で行う。（具体的には、ビルやマンション等に設けられた飲用に供する水道貯水槽施設の管理について、書類検査、外観検査及び水質検査の業務を行います。）

13. 勤務時間及び休日・休暇について

勤務時間：月曜日～金曜日 8：30～17：15（休憩時間 12:00～13:00）

休日：土日祝日、年末年始（12月29日～1月3日）

休暇：年次有給休暇、夏期休暇5日、病気休暇、特別休暇（結婚、出産、忌引、育児等）あり

14. 試用期間について

試用期間（6か月）がありますが、この間の労働条件については職員と同じです。

15. その他

受動喫煙を防止するため「屋内禁煙」です。

以上